

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	13 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	9 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	9 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年11月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年11月から55年3月まで

年金記録を確認したところ、結婚後の数か月が未納期間となっていたが、結婚後は夫婦一緒に保険料を納めており、申立期間については、加入手続後に未納期間であるとの指摘を受けたので、社会保険事務所（当時）から送付されてきた納付書で保険料を納めた。

結婚後の国民年金保険料は間違い無く納めてきたので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻前の被保険者期間（2か月）及び申立期間（5か月）を除き、国民年金加入期間の保険料をすべて納付しており、納付意識が高いことがうかがえる。

また、申立人は、加入手続を行った後に申立期間の保険料が未納である旨の指摘を受け、社会保険事務所から送られてきた納付書で申立期間の保険料を納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和55年6月2日に払い出されており、申立人が申立期間の国民年金保険料について過年度納付を行うことは可能である上、社会保険事務所は、過年度納付の申出者に対して未納期間の過年度納付書を送付していたとしており、申立人の主張に不自然さはない。

さらに、市の記録によると、申立人は、申立期間直後の昭和55年4月から同年9月までの期間の納付書の交付を受け、当該期間に係る保険料を現年度納付している上、申立人の夫については、申立期間の前後を通じて保険料が納付済みとなっていることが確認できる。

加えて、申立人は、申立期間当時は1か月当たり20万円ぐらいの収入があったとしており、保険料を納付することは経済的に可能であったと推認され、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年8月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年8月から3年3月まで

私は、平成元年8月にA社を退職し、その後、母親の勧めにより、国民年金の加入手続を行った。私は仕事でB県を離れることが多かったが、実家の母親から、未納期間の保険料納付を求める通知と納付書が送付されて来たと言われた。そこで、平成3年4月ごろ、ブランド品等を処分した約8万円と、それまで母親に預けていた12万円を合わせて、約20万円の金額を用意し、その中から、母親が、未納期間の保険料について、送られてきた納付書により郵便局でまとめて納付してくれた。それ以降は母親を通じて毎月保険料を納付した。まとめてさかのぼって納付した期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、実家に未納期間の保険料納付を督促する通知と納付書が送付されたことをきっかけに、平成3年4月ごろ、ブランド品等を処分して用意した約8万円と、それまで母親に預けていた12万円を合わせた約20万円を原資とし、その中から、母親が、申立期間の保険料について、送られてきた納付書により、郵便局でまとめて納付してくれたと主張しているところ、i) 申立人の母親が申立期間の保険料をさかのぼって納付したとする3年4月の時点において、申立期間の保険料を過年度納付することは可能であること、ii) 保険料を納付したとする申立人の母親は、納付方法や保険料を用意した経緯を具体的に記憶している上、その内容は申立人の主張と一致していること、iii) 申立人の母親が申立人から事前に預かっていたとする12万円について、母親が

記載していた家計簿にその旨記載されていることが確認できることから、申立人の主張の信^{びょう}憑性は高く、申立期間について、申立人の母親が、申立人の保険料を過年度納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和53年4月から同年6月まで

私は、アルバイト先の上司から年金の大切さを教えられ、国民年金に加入し、その後は、保険料を納付し続けていた。ところが、結婚後、保険料の納付について相談に行った市役所で、結婚前の期間の納付記録が無いと言われた。

また、未納とされてしまった期間の一部について、領収書を保存していたので、これを提出し、3か月分だけが記録訂正されたことがある。申立期間の領収書は見つからないが、この期間についても間違いなく保険料を納付している。申立期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年6月に払い出されていることが確認でき、このころに加入手続が行われたものと推認され、申立期間については、国民年金保険料を現年度納付することが可能な期間である上、申立人の国民年金被保険者原票によると、申立期間の直前の期間で、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した51年9月から53年3月までの期間については国民年金保険料が過年度納付され、申立期間の直後の期間についても納付済期間であることが確認できることから、前後が納付済期間である申立期間の3か月のみが未納となっているのは不自然である。

また、申立期間の3か月後の昭和53年10月から同年12月までの期間については、当初、未納期間とされていたが、申立人が所持していた領収書により、納付済期間に訂正されており、申立人の納付記録について適正な管理がなされていなかった可能性がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和61年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年5月から57年3月まで
② 昭和58年12月から60年3月まで
③ 昭和61年4月から同年6月まで

私の国民年金については、亡くなった母親から、私が後々一人でも大丈夫なように、亡母がさかのぼって保険料をすべて納付し、年金が満額受給できるようにしてあると生前に聞いていた。

ところが、私の年金記録について、手元に残っている亡母の出納簿と照らし合わせてみると、納付したはずなのに未納や未加入とされており、納得できない。特に、昭和61年4月から同年6月までの3か月間の未納期間については、その前後を納付しており、とても不自然であり、真面目一筋の両親からは考えられない。

母親が記載していた出納簿のコピーを提出する。詳しく調査して年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③については、オンライン記録及び市が保管する収滞納記録によると、その前後の期間となる昭和60年4月から61年3月までの期間及び同年7月から62年3月までの期間の保険料が過年度納付されていることが確認できる上、申立人の保険料を納付していたとする、その母親が記載していた出納簿によると、申立期間③を含む昭和60年度及び61年度の保険料に相当する金額を、62年度から平成元年度にかけて申立人の保険料としてまとめて支出した旨の記録が確認できることを踏まえると、申立期間③の3か月間についても、その前後の期間と同様に過年度納付されたと考えるのが自然である。

一方、申立期間①及び②については、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 62 年 6 月に払い出されていることが確認できることから、このころに加入手続きが行われたものと推認され、この時点では、申立期間①及び②については、時効により保険料を納付できない期間である。

また、上記の出納簿によると、申立期間①及び②に係る申立人の国民年金保険料を支出した旨の記録は確認できず、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和44年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月1日から同年6月1日まで

私は、昭和44年4月1日から平成12年3月31日までの間、継続してA社に勤めていた。昭和44年6月1日付けで同社C工場に配属される前までは、本社で研修を受けていたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する人事記録及び企業年金基金の記録並びに雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は同社において昭和44年4月1日から平成12年3月31日までの間、継続して勤務し（昭和44年6月1日にA社本社から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る昭和44年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社が保管する申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、事業主は、資格喪失日を昭和44年5月1日として届け出たとしていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和36年3月19日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年3月19日から同年7月1日まで

私は、昭和28年4月10日にA社に入社し、平成5年6月30日に退職するまでの間、継続して同社において勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する人事記録及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は、A社（昭和43年1月からはC社）に28年4月10日から平成5年6月30日までの間、継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る昭和36年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間については、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日は昭和51年10月1日と認められることから、資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年10月1日から同年同月7日まで

昭和33年4月1日から平成3年2月21日までA社に継続して勤務していたにもかかわらず、昭和51年10月1日から同月7日までの同社C支店に勤務した期間の年金記録に空白がある。訂正によりメリットが無いことは了承しているが、自分の履歴として納得できないので、調査の上、訂正願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、B社が保管する社員台帳及び申立人から提出された「昭和51年10月1日、C支店長を命ずる」と記載された辞令により、申立人がA社に継続して勤務していた（51年10月1日に同社D支店から同社C支店に異動）ことが確認でき、申立人の同社C支店における資格取得日は51年10月1日と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和51年3月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年3月15日から同年4月1日まで

私は、A社において、入社から退職まで途切れなく勤務していたことは間違い無い。辞令を提出するので、厚生年金保険の加入が空白となっている期間について、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の社員カード、健康保険組合の健康保険被保険者記録及び雇用保険被保険者記録により、申立人が同社に昭和46年4月に入社し、申立期間を含めて同社に継続して勤務し（51年3月15日に同社B支店から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る昭和51年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、11万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録及び同社D支店における資格取得日に係る記録をそれぞれ昭和21年12月23日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を300円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年12月28日から22年1月1日まで

私は、昭和21年4月からA社C支店に入社し、59年12月31日に退職するまで継続して勤務していたにもかかわらず、年金記録では、同社C支店から同社D支店に異動となった申立期間の厚生年金保険の加入期間が欠落しており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

B社が保有する「社員台帳・人事カード」から判断すると、申立人は、昭和21年4月6日にA社C支店に入社し、その後、同年12月23日から24年12月22日まで同社D支店で勤務していたことが確認でき、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後における申立人の標準報酬月額から、300円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、納付を確認できる関連資料が保存されていないため詳細は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和21年12月17日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年10月1日から同年12月17日まで
私は、昭和14年3月にA社に入社し、52年4月11日まで勤務した。

昭和21年12月17日付けでA社B工場から同社C工場に転勤となったが、年金記録では、同社B工場における厚生年金保険被保険者資格の喪失日が同年10月1日とされ、被保険者期間が2か月欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社B工場における元同僚及び現在の同社の事務担当者の証言から、申立人が、申立期間当時、同社に継続して勤務し（昭和21年12月17日に同社B工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B工場に係る昭和21年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、600円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は届出誤りを認めていることから、事業主が昭和21年10月1日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る21年10月及び同年11月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）事業主は、申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日（昭和41年9月8日）及びB社における資格取得日（42年4月1日）に係る記録を取り消し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年9月8日から42年4月1日まで

私の勤務先は生涯1つだけで、入社以降退職するまで同じ事業所に勤務してきた。私が勤務した証拠として当時の給与明細書を提出するので、厚生年金保険被保険者記録を訂正願いたい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、A社において昭和36年5月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、41年9月8日に同資格を喪失後、42年4月1日にB社（A社が名称変更）において再度同資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、元事業主の証言及び申立人が所持する申立期間に係る給与明細書により、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、元事業主は不明であると回答しているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主がオンライン記録どおりの被保険者資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所

は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和26年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年6月30日から同年7月1日まで

私は昭和23年3月8日にA社に入社し、26年7月1日付けで病欠のため、本店本部勤務となったが、それまで同社C支店で継続して勤務していたので記録を確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する社員台帳（人事記録）及び雇用保険被保険者記録から判断すると、申立人が昭和23年3月8日から60年6月30日までA社（48年10月から、D社）に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社C支店に係る昭和26年5月の厚生年金保険被保険者名簿の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、納付したかどうかは不明であるとしているが、事業主が資格喪失日を昭和26年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年6月30日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和43年8月13日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年5月21日から同年8月13日まで

私は、A社に昭和35年3月から平成6年3月まで継続勤務していたのに、厚生年金保険被保険者記録が3か月欠落している。当時は、出向扱いによりB県で勤務していたが、給与から厚生年金保険料は変わらず控除されていたので、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録によると、申立人は、昭和43年5月21日にA社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年8月13日にC社において同資格を取得していることが確認できる。

しかしながら、申立人に係る雇用保険被保険者記録及び複数の元同僚の証言から判断すると、申立人は申立期間の前後を通じてA社及び関連会社であるC社に継続して勤務していたと認められる。

また、A社の担当者によると、「社会保険の資格取得・喪失は、それぞれの会社で手続していたので、連絡の不手際によって、空白期間が出来た可能性があるが、継続勤務している場合には保険料は控除していたはずである。」と供述している上、複数の元同僚は、「申立期間当時、給与計算は本社一括で行われており、保険料が控除されていた。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る昭和43年4月の厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主における納付義務の履行については、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いため、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年4月から11年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年4月から11年3月まで

私は、平成10年3月31日に会社を退職し、その後、直ちに、市役所で国民年金に加入した。その際、失業期間に保険料を納付するのは負担になると思い、窓口で相談したところ、「免除の手続をすれば未納にはならないが、将来もらえる年金額が減る。」と聞いて、「通常通り、保険料を納付する。」という、やりとりをした。したがって、免除の申請書類などは、一切記載しておらず、加入手続と口座振替の手続を行った。

ところが、最近になって、社会保険事務所（当時）から、保険料が免除された期間について追納が可能な10年の期限に達する旨の連絡が来て、初めて、申立期間が保険料の免除期間とされていることを知った。

会社を退職しても、年金の納付を続けるという意味は変わらないので、きちんと納付してきた。納付期限を過ぎたことも一度も無い。平成10年4月1日に国民年金に加入して以来、保険料を必ず納付している。免除とされている申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

市が保管する年金記録によると、申立人の平成10年度の納付記録は、12か月間免除と記録されていることが確認でき、オンライン記録と一致している。

また、申立人は、会社を退職後、直ちに、市役所で国民年金の加入手続と口座振替の手続を同時に行ったと主張しているが、申立人が口座振替をしていたとする、A社B支店の申立人の取引履歴によると、平成11年6月から口座振替が行われており、申立期間の国民年金保険料についての引き落としは確認できない。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人には、口座振替以外の納付方法や納付金額の記憶は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付して

いたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月から8年1月までの期間及び同年10月から11年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年4月から8年1月まで
② 平成8年10月から11年12月まで

私は、平成4年4月に会社を退職した後、市役所に行き、国民年金の加入手続を行い、保険料を納付書で納付してきた。

私の年金記録を調べたところ、国民年金の記録に未納期間があることが分かった。間違い無く保険料を納付してきたのに未納期間があるとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成4年4月に市役所で国民年金の加入手続を行ったとしているが、オンライン記録では、申立人には平成9年1月に基礎年金番号が厚生年金保険の記号番号により付番されている上、国民年金手帳記号番号払出簿からも、申立人に同手帳記号番号が払い出されていることが確認できない。

また、オンライン記録及び市役所の記録では、国民年金保険料の最初の納付が平成13年8月に過年度納付されていることが確認できる上、同年以前に国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる記録も見当たらないことから、この時点で、申立期間①、及び申立期間②の大部分については時効により保険料を納付できなかった期間であったことがうかがえる。

さらに、申立人は、申立期間当時の保険料額及び年金手帳に関する記憶も定かでない上、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年5月から10年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年5月から10年4月まで

申立期間当時、私は学生で実家を離れて生活していたが、実家の母が私の国民年金の加入手続きを行ってくれていた。また、国民年金保険料についても母が自宅近くの市の行政サービスセンターで納付してくれていた。

申立期間当時に母から手渡されていたオレンジ色の年金手帳は紛失してしまったが、私の母が、私の国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付してくれていたことは間違い無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親は、平成5年5月ごろ、A市から申立人の国民年金に係る加入勧奨の書面が届いたので同市行政サービスセンターで国民年金への加入手続きを行ったとしているが、申立人の住民票は4年4月1日に同市からB町に移されていること（5年5月時点では同町に在住）が確認でき、A市によると、住民登録されていない者の国民年金の加入手続きは取り扱っておらず、また、加入勧奨も行っていないとしていることから、当時、A市で国民年金への加入手続きを行うことは困難であったことがうかがえる。

また、申立人は、平成8年4月に転出先のB町からA市に再び転入していることが確認できるが、B町及びA市のいずれにおいても申立人の国民年金加入記録は確認できない上、オンライン記録によると、申立人は、厚生年金保険被保険者の資格取得をきっかけに、10年5月16日付けで基礎年金番号が払い出されていることが確認でき、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が申立人に対して払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人及びその母親が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を

納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月から50年3月まで

私は、昭和47年10月に勤務していた工場が閉鎖したことに伴い退職することになったので、市役所で退職後の国民年金と健康保険の相談をしたところ、健康保険は親の国民健康保険に加入し、国民年金は自ら加入手続を行い、保険料を納付するようになった。

私が50歳になった平成14年ごろに年金相談に行ったところ、昭和47年10月から50年3月までの期間が未納とされていることが分かった。当時の私は金銭的に余裕があり、国民年金も欠かさず納付していたのに未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年10月に会社を退職した際に国民年金に加入し、保険料を納付していたとしているが、国民年金手帳記号番号払出簿の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は53年1月に払い出されていることが確認でき、当該時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できなかった期間である。

また、申立人には、申立期間の国民年金保険料を納付したことについての具体的な記憶が無く、上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から62年3月まで

私は、短大卒業後も、アルバイトをしながら専門学校で勉強をしていたが、他の用事で市役所へ行った際に、国民年金に加入する必要があることを知らされた。当時の私は、年金は会社で加入するものとの認識しかなかったため、国民年金の加入手続が遅れたことを窓口の職員に強く叱責されたことを記憶している。その職員から、過去の保険料を納付する必要があると言われた。私にとってはかなり高額な保険料であったため、母方の祖母にお金を借りて納付した。申立期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成2年6月に第三号被保険者として払い出されている上、市が保管する申立人の被保険者名簿によると、国民年金被保険者として初めて届出されたことを示す「当初届出日」が、2年6月25日である旨記録されていることから、このころに加入手続が行われたものと推認され、この時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間である。

また、上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年3月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年3月から3年3月まで

私は、年金記録問題があったので、社会保険事務所（当時）で年金記録の照会をしたところ、平成元年3月から3年3月までの期間の納付記録が無いことが分かった。当該期間は、母親が私の国民年金保険料を納付しており、未納となっていることに納得できないので、第三者委員会に申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が市役所に赴いて国民年金保険料を納付したとしているが、オンライン記録によると、申立人が基礎年金番号により平成20年に国民年金に加入していることが確認でき、国民年金手帳記号番号払出簿を見ても、平成元年ごろに申立人に係る同手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人の母親は、「申立人及びその弟の国民年金の加入手続を行っていないが、市役所から納付書が送付されてきたので、国民年金保険料を納付した。」と供述しているが、市によると、国民年金の加入手続が行われないと納付書は作成できなかったとしている上、市が保管する国民年金被保険者関係届出書を見ると、申立人の弟については、国民年金の新規加入届が平成7年12月6日に受け付けられていることが確認でき、申立人の母親の記憶と異なる。

さらに、オンライン記録によると、申立期間は、国民年金の未加入期間となっている上、市では、申立期間当時の国民年金被保険者関係届出書を見ても、申立人の新規加入届は見当たらず、申立期間の国民年金の加入記録が確認できないとしていることから、当時、大学生であり、国民年金に未加入であった申立人に対して納付書が送付されたとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料

(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年11月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年11月から52年3月まで

申立期間当時、私の実母が兄の分の国民年金保険料と一緒に私の国民年金保険料を婦人会の集金にて納付してくれていた。同じ会社（申立期間当時は、個人事業）に在籍していた兄の分は納付になっているにもかかわらず、私の分だけ未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、申立人の兄は国民年金保険料を納付しているはずであるとしているが、オンライン記録によると、申立人の兄についても当該期間の保険料は未納となっており、申立内容と相違している。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は、昭和52年5月17日に兄弟連番で払い出されていることが確認でき、当該時点では、申立期間の一部については時効により保険料を納付することができない上、それ以前に別の同手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は申立期間における国民年金保険料の納付に関与しておらず、納付状況等が不明である上、申立人及びその母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年4月1日から24年1月1日まで

私の妻は、昭和21年4月末にA社（現在は、B社）をいったん退職したが、申立期間については、再び同社で勤務した。しかし、当該期間について、私の妻の厚生年金保険の加入記録が欠落していることに納得できない。

（注）申立ては、申立人の夫が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫は、申立人がA社を昭和21年4月末に退職した後、22年4月1日から23年末まで再度同社に勤務したとしているが、オンライン記録によると、申立人の厚生年金保険被保険者記録については、19年10月1日から21年5月1日までの同社における記録しか確認できない。

また、B社によると、申立期間に係る人事記録等の資料は保管していないため、申立人の在籍及び厚生年金保険料の控除等は確認できないとしている上、A社及びC社（A社は昭和23年8月15日に全喪し、同日付けでC社として新規適用）に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者資格を有する元従業員二人に、聞き取り調査を行った結果、二人とも、「申立人が申立期間に勤務していたかどうかは分からない。」としている。

さらに、当該元従業員は、「昭和22年ごろA社の専務が交代し、後任の専務は従業員を厚生年金保険に加入させていなかった。」と証言しており、同社に係る登記簿によると、22年4月に就任した役員の中に、当該元従業員が証言する後任の専務の氏名が確認でき、これは申立期間の始期と一致する上、上記の健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、20年11月1日に二人が被保険者資格を取得して以降、28年12月1日までの間、新たに被保険者資格

を取得している者は確認できない。

加えて、A社の上記の元専務二人は、いずれも既に死亡しており、申立人の勤務実態等について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 6 月 1 日から 38 年 9 月 30 日まで

私は、昭和 38 年 10 月に結婚により A 社を退職した。ねんきん特別便では当該期間は脱退手当金を支給されている記録になっているが、脱退手当金の手続をしたことも受け取った記憶も無いため納得できない。

第3 委員会の判断の理由

B 社会保険事務所（当時）が保管する脱退手当金裁定請求書を見ると、申立人の署名・押印及び退職後の住所地の記載が確認できる上、昭和 39 年 12 月 1 日受付、40 年 3 月 18 日小切手交付済及び同月 19 日通知の押印がなされていることなど、適正に裁定手続が行われていることが確認できる。

また、A 社 C 支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の氏名欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が確認できるとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が申立期間の脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。